防火対象物点検報告制度・消防設備点検報告制度の概要

資料2-38

1 防火対象物の点検報告制度について

<法第8条の2の2> ~防火対象物点検報告制度

一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理上必要な業務等について、定期に、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

点検の結果、基準に適合している場合には、点検済みの表示を付すことができる。

- ※管理について権原を有する者 → 建築物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者。所有者や借受人等が該当する。
- ※点検項目

→ 防火管理者を選任しているか・訓練を実施しているか・避難階段に避難障害がないか・防火戸の閉鎖 障害がないか・カーテン等に防炎表示がされているか等

防火対象物点検資格者

※自ら資格を取得し、点検 をすることが可能

火災予防に関する 専門的知識を有する者 (1年ごと) 点検 報告

-定の防火対象物

防火管理者を選任する必要のある百貨店・飲食店など がある防火対象物のうち

- ・ 収容人員が300人以上のもの
- ・ 3階以上に百貨店・飲食店等があり、 屋内階段が1のみで収容人員が30人以上のもの

基準適合が認められた場合 -----

#



消防機関

点検済表示

<法第8条の2の3> ~特例認定制度

消防長又は消防署長は、前条第一項の防火対象物であって一定の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。

※認定要件

- → 過去3年以内に防火対象物点検が一年ごとに されていること。
- → 防火管理者の選任、消防計画作成の届出が されていること。
- → 消防訓練を年2回以上実施しあらかじめ消防 機関に通報していること等

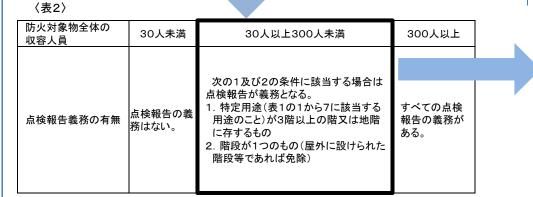


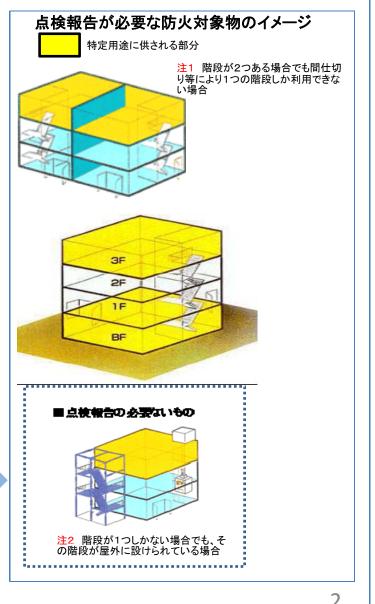
▶ 表示を付すことができる

○ 点検報告を必要とする防火対象物

表1の用途に使われている部分のある防火対象物では、表2の条件に応じて防火対象物全体で点検報告が義務となる。

(表1	>									
	令別表1		用 途							
1	(1)	1	劇場、映画館、演芸場又は観覧場							
		П	公会堂又は集会場							
2	(2)	1	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの							
		п	遊技場又はダンスホール							
		/\	ファッションマッサージ、テレクラなどの性風俗関連特殊営業を営む店舗等							
		=	カラオケボックス、個室漫画喫茶、ネットカフェ、テレクラ、個室ビデオ等							
3	(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの							
			飲食店							
4	(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又展示場							
5	(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの							
6	(6)	イ	病院、診療所又は助産所							
			主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、							
			救護施設、乳児施設、乳児院、認知症高齢者グループホーム等							
		/\	老人福祉施設、有料老人ホーム((6)項ロに該当するものを除く。)、							
			障害福祉サービス事業を行う施設等							
		=	幼稚園又は特別支援学校							
7	(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの							
8	(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1~7に該当する用途に供されているもの							
9	(16の2)		地下街							





防火対象物点検報告実施状況

			該当防火対象物数			点検報告済防火対象物数			特例認定済防火対象物数					事業所単位の点検報告数		
防火対象物 の区分		実施率	(A) 第1号該当	(B) 第2号該当	合計	(A) 第1号該当	(B) 第2号該当	合計	(A) 第1号該当	(B) 第2号該当	合計	未実施 件数	未実施率	(A) 第1号該当	(B) 第2号該当	合計
1ーイ	劇場等	69.1%	2,398	33	2,431	868	11	879	788	13	801	751	30.9%	1,133	24	1,157
1-0	公会堂等	64.6%	17,529	381	17,910	7,021	67	7,088	4,268	205	4,473	6,349	35.4%	7,930	109	8,039
2ーイ	キャバレー等	15.4%	44	92	136	10	8	18	1	2	3	115	84.6%	32	! 17	49
2-□	遊技場等	50.5%	5,721	354	6,075	2,520	94	2,614	430	23	453	3,008	49.5%	3,170	243	3,413
2-11	風俗特殊営業等	39.1%	10	77	87	6	28	34	C	0	0	53	60.9%	13	71	84
2-=	個室型店舗等	57.0%	276	145	421	164	71	235	4	1	5	181	43.0%	227	127	354
3ーイ	料理店等	31.2%	81	233	314	18	48	66	g	23	32	216	68.8%	27	87	114
3-□	飲食店等	23.1%	1,425	4,976	6,401	431	834	1,265	101	114	215	4,921	76.9%	2,059	2,359	4,418
4	百貨店等	57.9%	15,974	2,577	18,551	7,057	555	7,612	3,006	131	3,137	7,802	42.1%	9,628	1,132	10,760
5ーイ	旅館等	63.9%	4,537	4,934	9,471	1,588	1,133	2,721	1,910	1,424	3,334	3,416	36.1%	1,983	1,865	3,848
6ーイ	病院等	63.9%	4,049	1,343	5,392	1,510	401	1,911	1,278	258	1,536	1,945	36.1%	2,048	684	2,732
6	社会福祉施設等	56.8%	1,040	783	1,823	377	253	630	279	127	406	787	43.2%	550	465	1,015
6-11	幼稚園等	52.2%	1,194	215	1,409	364	52	416	270	49	319	674	47.8%	555	81	636
9ーイ	特殊浴場等	43.3%	297	569	866	114	212	326	29	20	49	491	56.7%	162	415	577
16ーイ	特定複合用途	37.4%	25,816	13,248	39,064	8,211	1,873	10,084	4,209	314	4,523	24,457	62.6%	71,985	14,251	86,236
16の2	地下街	39.6%	48	0	48	10	0	10	g	0	9	29	60.4%	3,911	1	3,912
	合 計	50.0%	80,439	29,960	110,399	30,269	5,640	35,909	16,591	2,704	19,295	55,195	50.0%	105,413	21,931	127,344

内防火基準適合数

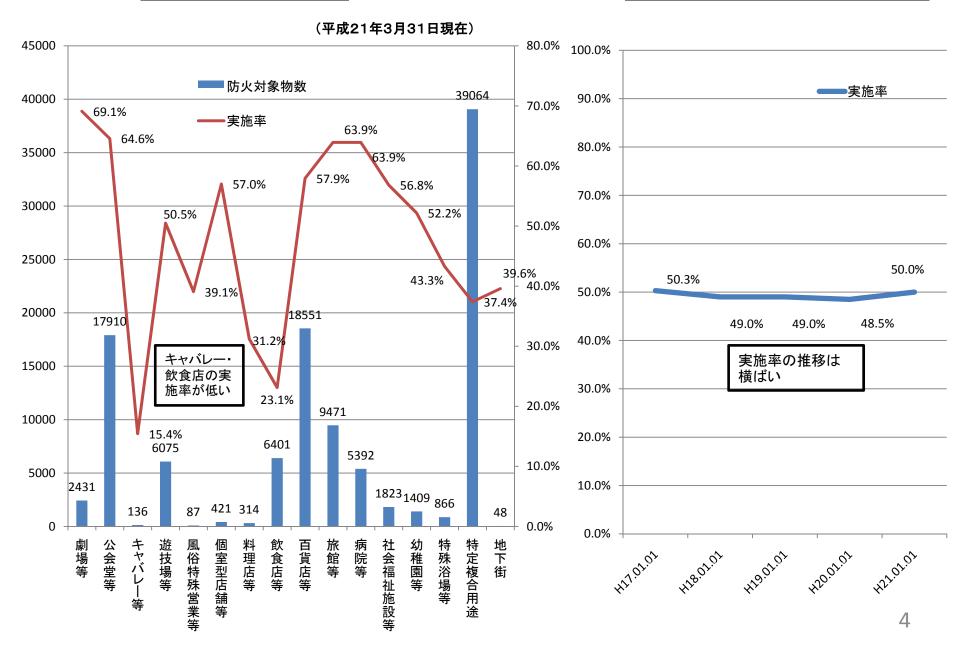
15,248

防火対象物点検報告対象

- (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる対象物で次に掲げるもの
 - (A) 収容人員が300人以上のもの
 - (B)(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の部分が避難階以外の階 にある防火対象物で当該階から地上等に直通する階段が2以上設けられていないもの

防火対象物点検報告実施状況

近年の防火対象物点検報告の実施率の推移



2 消防用設備等の点検報告制度について

<法第17条の3の3>

第17条第1項の防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあっては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあっては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

※「関係者」とは、防火対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

点検

機器点検・・・6か月に1回 総合点検・・・1年に1回

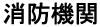


報告

百貨店・飲食店など・・・1年に1回学校・共同住宅など・・・3年に1回

点検者

(当該防火対象物の関係者、従業員、外 部の点検業者のいずれも可)





|消防設備士又は点検資格者が点検を行わなければならない防火対象物

- ・延べ面積1000㎡以上の百貨店、ホテル、飲食店など
- ・延べ面積1000㎡以上の事務所、学校、共同住宅などで消防長が指定するもの
- ・物販店、飲食店などで階段が1つのもの

<省令第31条の3> ~消防用設備等又は特殊消防用設備等設置の届出及び検査の概要

法第17条の3の2の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から4日以内に消防長又は消防署長に届け出なければならない。

※「関係者」とは、防火対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

